

丹波市レンタカー等利用による周遊旅行促進事業補助金 利用ガイド

市外観光客



【補助金額 レンタカーの利用】

補助対象経費の2分の1以内
(1,000円未満切り捨て)
上限 10,000 円

【補助金額 タクシーの利用】

補助対象経費の2分の1以内
(1,000円未満切り捨て)
①通常利用 上限 5,000 円
②貸切利用 上限 10,000 円

市内宿泊の場合は、各種補助上限額に

5,000 円 上乗せ！

【対象経費】

「丹波マップ」に登録している店舗の2か所以上において食事、買物等を行い、その内、1か所以上で食事をする。

レンタカー・タクシー及び「丹波マップ」店舗等の支払い証明書類は、申請で使用しますので、大切に保管してください！！

- ① タクシー又はレンタカーの料金【必須】
- ② 対象店舗での食事代金【必須】
- ③ 対象店舗での利用(買い物等)代金【必須】
- ④ 丹波市内の観光、歴史・文化施設の入館料又は体験料
- ⑤ レンタカー利用の場合はガソリン代金(市内給油所に限る)
- ⑥ 宿泊代金(市内の宿泊に限る)

丹波マップ



【申請兼請求及び支払い】

旅行後、**15 日以内**に「①補助金申請書兼請求書」「②実績調書」「③補助対象経費の支払い等が確認できる書類写し」を準備して、「丹波市役所 産業経済部 観光課 観光振興係」まで郵送・メール・持参にてご提出ください。

申請の回数には制限があり、**1申請者につき、月1回までを限度**とします。

補助金制度の詳細は右の丹波市 HP の QR よりご確認ください！

